

施策目標 8 - 1 芸術文化活動の振興

優れた文化芸術への支援、新進芸術家の人材育成、子どもの文化芸術普及活動、地域における文化芸術活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。(18年度・22年度)

主管課(課長名)

文化庁芸術文化課(清水 明)

関係課(課長名)

文化庁伝統文化課(有松 育子) 文化庁美術学芸課(山崎 秀保)

評価の判断基準

| | |
|------|-------------------------------------|
| 判断基準 | 各達成目標の平均から判断(S=4、A=3、B=2、C=1として計算)。 |
| | S=3.4以上~4.0 |
| | A=2.6以上~3.4未満 |
| | B=1.8以上~2.6未満 C=1.0以上~1.8未満 |

平成18年度の状況

最高水準の舞台芸術等公演への支援については、18年度に指標が減少しているものの、支援対象を芸術団体から公演に変更したことにより、直接的な牽引力となることが期待される公演に対して、支援事業を展開するなど支援目的及び支援対象事業をより明確化した事業を実施している。また、芸術拠点形成事業においても支援数は横ばいなものの、公演事業等支援については支援数が増加しており、また、展覧会事業等支援については、新たに支援を行った美術館等があることなど、芸術拠点の広がりに向けての取組を推進している。

新進芸術家海外留学制度、国内研修制度における派遣事業、芸術団体人材育成支援事業とも前年度並みの支援数ではあるが、芸術団体人材育成支援事業については、芸術系教育機関に支援対象を拡充するなど積極的な制度改革を行い、次代の芸術界を担う人材育成のための環境づくりにつとめた。

18年度の子どもが芸術文化に触れる機会を確保した学校及び公立文化施設数、「文化芸術による創造のまち」支援事業で支援した件数ともに基準値を大幅に超えている状況である。

なお、実際に本物の舞台芸術体験事業を実施した学校からの報告等により、本物の舞台芸術体験事業が子どもたちに効果的な影響を及ぼしていることが推察される。

よって、施策目標8-1の下の各達成目標については、全体として概ね順調に進捗しており、これらの達成目標を達成することで、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備するという基本目標の達成に寄与したものと見える。以上の状況を総合的に勘案すると、施策目標8-1については、想定した以上に順調に進捗しているものと判断。

評価結果

S

今後の課題及び政策への反映方針

芸術文化活動の振興に関しては、平成19年2月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(第2次基本方針)が閣議決定されたことに伴って、第2次基本方針の内容を踏まえつつ、さらなる我が国の文化芸術の振興を図る。

予算、機構定員要求等への考え方

我が国の芸術文化のさらなる振興を図るため、予算要求を予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

「経済財政運営と構造改革に関する基本的な方針2006」

第4章安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

5.豊かな生活に向けた環境整備

・文化芸術について、経済・地域社会の活性化にも資するよう、学校、地域等において文化芸術に親しむ環境整備や人材育成、新しい文化芸術の創造、国際文化交流の推進、文化芸術支援活動の促進、文化財の保存・活用の強化等を図る。

関連達成目標

特になし

備考

特になし

政策評価担当部局の所見

・子どもが芸術文化に親しむようになるという観点からの効果を把握するための指標を設定することを検討すべき。
・事業の効果が我が国の芸術文化活動全体の振興にどのような効果を及ぼしているか(波及効果)を把握するための指標を設定することを検討すべき。

1. 評価の判断基準

判断基準1については、過去5年間の支援を受ける芸術団体の平均数91件を基準値とする。
 判断基準2については、過去4年間に支援を受けた公立文化施設、美術館等の平均数55件を基準値とする。
 (S=4、A=3、B=2、C=1と換算する。)

| | |
|-------|---|
| 判断基準1 | 直接的な牽引力となることが期待され、支援を受ける芸術団体への支援数 |
| | S = 100以上(基準値110%以上) |
| | A = 91以上~100未満(基準値100%以上110%未満) |
| | B = 81以上~91未満(基準値90%以上100%未満) |
| 判断基準2 | 我が国の芸術拠点の形成につながるとして支援を受けた公立文化施設や劇場、博物館・美術館数 |
| | S = 60以上(基準値110%以上) |
| | A = 55以上~60未満(基準値100%以上110%未満) |
| | B = 49以上~55未満(基準値90%以上100%未満) |
| | C = 49未満(基準値90%未満) |

2. 平成18年度の状況

判断基準1については、18年度の芸術創造活動重点支援事業の支援団体数は147団体で基準値を大幅に超えている。また、判断基準2については、18年度の芸術拠点形成事業における支援施設数は55件で基準値と同じである。以上を勘案して、指標が想定した以上に達成しているものと判断する。

最高水準の舞台芸術等公演への支援については、18年度に指標が減少しているものの、支援対象を芸術団体から公演に変更したことにより、直接的な牽引力となることが期待される公演に対して、支援事業を展開するなど支援目的及び支援対象事業をより明確化した事業を実施している。また、芸術拠点形成事業においても支援数は横ばいなものの、公演事業等支援については支援数が増加しており、また、展覧会事業等支援については、新たに支援を行った美術館等があることなど、芸術拠点の広がりに向けての取組を推進している。

(指標・参考指標)

| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|--|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 直接的な牽引力となることが期待され、支援を受ける芸術団体の公演数、団体数(～平成12年度) 平成17年度より団体ごとの支援から公演ごとの支援に見直しを行った。 | 単年度(公演数) | - | - | - | 776 | 670 |
| | 累積(団体数) | 173 | 259 | 360 | 467 | 614 |
| 我が国の芸術拠点の形成につながるとして支援を受けた公立文化施設や劇場、博物館・美術館数 | 単年度(施設数) | 50 | 52 | 63 | 55 | 55 |
| | 累積(施設数) | 50 | 102 | 165 | 220 | 275 |

| 参考指標 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|--|--------------|------|------|---------|------|
| 文化芸術活動の鑑賞と文化活動の重要性について「非常に大切だ」「ある程度大切だ」と回答した者の割合の合計(%) | | 86.2 | | | |
| ホール等での文化芸術の直接鑑賞経験について「鑑賞したことがある」と答えた者の割合(%) | | 50.9 | | | |
| 音楽家・舞台芸術家の人数 | | - | | 200,800 | |
| 右記活動を1年間に1回以上行った人の割合(%) | 映画(テレビは除く) | 37.3 | 37.8 | 39.9 | 37.2 |
| | 観劇(テレビは除く) | 11.8 | 11.1 | 12.3 | 10.5 |
| | 演芸鑑賞(テレビは除く) | 5.1 | 3.6 | 4.4 | 3.5 |
| | 音楽会、コンサートなど | 23.6 | 21.3 | 23.3 | 22.3 |

(評価に用いたデータ・資料等)

(文化庁)、(「文化に関する世論調査」(平成15年11月調査内閣府大臣官房政府広報室)) (国勢調査(総務省統計局)) (「レジャー白書」(財団法人社会経済生産性本部))

3. 評価結果

S

4. 今後の課題及び政策への反映方針

平成18年度における「芸術創造活動重点支援事業」は、最高水準の舞台芸術等公演に対して、支援目的及び支援対象事業を、より明確化し支援を実施した。18年度において支援公演数は、減少しているが、芸術団体が行う公演については、大規模な公演を開催する場合は公演回数が増加し、小規模な公演を開催する場合は公演回数が増加する等、芸術団体の公演計画(規模・回数等)によるところがあり、公演回数に変化が生じる。今回の減少は、その変化の範囲内であるとする。平成19年度も引き続き、「芸術創造活動重点支援事業」は支援対象事業を明確化して実施し、更なる我が国の芸術創造活動の水準向上及び活性化を目指す。

また、芸術拠点形成事業においても、平成19年度も引き続き、我が国の芸術拠点の形成を目的として公立文化施設や劇場における自主企画・制作の公演に対する支援を行うとともに、「ミュージアムタウン構想の推進」として美術館・博物館を文化的な拠点と位置づけ、地域の子どもの文化体験活動や、伝統文化の継承・発展から新たな文化芸術を創造する活動に対する支援を行う。

予算、機構定員等への考え方

我が国の芸術創造活動の活性化のため、予算要求を予定。

5. 主な政策手段

| 政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)] | 政策手段の概要 | 18年度の実績 | 20年度予算要求への考え方 |
|-------------------------------------|---|--|---------------|
| 芸術創造活動重点支援事業 (6,817百万円) | 最高水準の舞台芸術、伝統芸能等の公演に対する重点支援を実施。 | 直接的な牽引力となることが期待される芸術団体への支援により、芸術創造活動が活性化された(平成18年度は147団体を支援) | 継続 |
| 芸術拠点形成事業 (1,023百万円) (関連8-1-3) | 公立文化会館や劇場、博物館・美術館における我が国の芸術拠点の形成につながる優れた自主企画・制作の公演等に対する重点支援を行う。 | 公立文化会館や劇場等における優れた自主企画・制作の公演及び展覧会等に対する重点支援により、芸術創造活動が活性化された。(平成18年度は55団体を支援) | 継続 |
| 日本映画・映像振興プラン (2,186百万円) | 【達成年度到来事業】 芸術水準の高い映画制作、地域を題材とした映画製作、若手による映画製作活動の活性化を図り、優れたメディア芸術に関する顕彰や情報発信などによる普及を図る。 平成15年度事業評価実施対象 | 我が国の映画・映像水準の向上を図るため、製作支援や上映、海外への発信、人材育成事業等への支援を行うとともにメディア芸術祭の充実を図ることにより、芸術創造活動が活性化された。 | 継続 |

達成目標 8 - 1 - 2

新進芸術家の海外への留学や国内での研修、芸術団体の行う人材育成等を支援することにより、次代を担う芸術家の着実な育成を図る。(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

判断基準1については、過去5年間の新進芸術家海外留学制度、国内研修制度における派遣者の平均数224人を基準値とする。

判断基準2については、過去5年間の芸術団体人材育成支援事業における支援団体の平均数75団体を基準値とする。(S=4、A=3、B=2、C=1と換算する。)

| | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 判断基準1 | 新進芸術家海外留学制度、国内研修制度における派遣者数 |
| | S = 246人以上。(基準値110%以上) |
| | A = 224人以上、246人未満。(基準値100%以上110%未満) |
| | B = 201人以上、224人未満。(基準値90%以上100%未満) |
| C = 201人未満。(基準値90%未満) | |

| | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 判断基準2 | 芸術団体人材育成支援事業における支援団体数 |
| | S = 84団体以上。(基準値110%以上) |
| | A = 75団体以上、84団体未満。(基準値100%以上110%未満) |
| | B = 67団体以上、75団体未満。(基準値90%以上100%未満) |
| C = 67団体未満。(基準値90%未満) | |

2. 平成18年度の状況

判断基準1については、18年度の新進芸術家海外留学制度、国内研修制度における派遣者数は233人で基準値を超えている。

判断基準2については、18年度の芸術団体人材育成支援事業における支援団体数は106団体で基準値を大幅に超えている。

以上を勘案して、指標が想定した以上に達成しているものと判断。

各事業とも前年度並みの支援数ではあるが、については、芸術系教育機関に支援対象を拡充するなど積極的な制度改革を行い、次代の芸術界を担う人材育成のための環境づくりにつとめた。

(指標・参考指標)

| | | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-----------------------|-------------|-----|-----|-----|------|------|
| 新進芸術家海外留学制度における派遣者数 | 単年度 | 198 | 155 | 138 | 168 | 163 |
| | 平成11年度からの累積 | 590 | 745 | 883 | 1051 | 1214 |
| 新進芸術家国内研修制度における派遣者数 | 単年度 | 74 | 63 | 69 | 70 | 70 |
| | 平成11年度からの累積 | 232 | 295 | 364 | 434 | 504 |
| 芸術団体人材育成支援事業における支援団体数 | 単年度 | 61 | 80 | 82 | 117 | 106 |
| | 平成11年度からの累積 | 179 | 259 | 341 | 458 | 564 |

(評価に用いたデータ・資料等)

、 、 (文化庁)

3. 評価結果

S

4. 今後の課題及び政策への反映方針

新進芸術家国内研修制度は、芸術団体等の主体的な事業として、より幅広く支援するため、既存の芸術団体人材育成事業との統合を図った。平成19年度においても、引き続き次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を育成するため、「新進芸術家海外留学制度」及び「芸術団体人材育成支援事業」を実施することにより、更なる我が国の芸術創造活動の水準向上及び活性化を目指す。また、現状の滞在費等の単価では、トップレベルの新進芸術家の派遣は困難であるため、滞在費等の単価の増額を図り、研修員のレベル向上に努める。

新進芸術家海外留学制度の研修成果の効果の把握については、予算の措置の都合上、18年度には行うことが出来なかったが、アンケートの実施等について引き続き検討する。なお、研修成果の発表については、公演・展示等による、海外留学制度の研修成果の発表、研修員の報告書の公開などにつとめているところである。

予算、機構定員等への考え方

我が国の芸術創造活動の活性化のため、予算要求を予定。

5. 主な政策手段

| 政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)] | 政策手段の概要 | 18年度の実績 | 20年度予算要求への考え方 |
|---------------------------|---|---|---------------|
| 新進芸術家海外留学制度 (708百万円) | 美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外芸術団体や芸術家等への留学を支援することにより、実践的な研修の機会を提供する。 | 新進芸術家の海外への留学を支援することにより、芸術創造活動が活性化された。(平成18年度は163人を支援) | 継続 |
| 新進芸術家国内研修制度 (18年度限り) | 新進芸術家が美術、音楽、舞踊、演劇、伝統文化等の各分野について、国内の研修機関において実践的な研修を受ける機会を提供する。 | 新進芸術家の国内での研修を支援することにより、芸術創造活動が活性化された。(平成18年度は70人を支援) | 他事業に統合 |
| 芸術団体人材育成支援事業 (815百万円) | 芸術団体や大学等の教育機関が行う、人材育成・調査研究事業を支援する。 | 芸術団体の人材育成事業を支援することにより、芸術文化活動が活性化された。(平成18年度は72件を支援) | 継続 |

達成目標 8 - 1 - 3

子どものための学校等における芸術文化に触れる機会を提供することによって豊かな心や感性を育むとともに地域文化の活性化に資する。(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

過去4年間の子どもが芸術文化に触れる機会を確保した学校及び公立文化施設の平均数628件を基準値とする。
過去3年間の「文化芸術による創造のまち」支援事業で支援した地域の平均数77件を基準値とする。

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 判断基準1 | 子どもが芸術文化に触れる機会を確保した学校及び公立文化施設数 |
| | S = 690以上(基準値110%以上) |
| | A = 628以上~690未満(基準値100%以上110%未満) |
| | B = 565以上~628未満(基準値90%以上100%未満) |
| C = 565未満(基準値90%未満) | |
| 判断基準2 | 「文化芸術創造のまち」支援事業において支援した地域数 |
| | S = 84以上(基準値110%以上) |
| | A = 77以上~84未満(基準値100%以上110%未満) |
| | B = 69以上~84未満(基準値90%以上100%未満) |
| C = 69未満(基準値90%未満) | |

2. 平成18年度の状況

判断基準1については、18年度の子どもが芸術文化に触れる機会を確保した学校及び公立文化施設数は866件で基準値を大幅に超えており、判断基準2についても、18年度の「文化芸術による創造のまち」支援事業で支援した件数は110件で基準値を大幅に超えており、両者を勘案して指標を想定以上に達成しているものと判断する。

なお、実際に本物の舞台芸術体験事業を実施した学校からの報告等により、本物の舞台芸術体験事業が子どもたちに効果的な影響を及ぼしていることが推察される。

(参考) 事業を実施した学校からの報告の一例

地域柄、生の演劇に触れる機会が少ない児童にとって、すぐ手が届きそうな程の近い距離での鑑賞は、役者の生の声や動作に触れられただけでなく、大がかりな舞台の仕掛けや音楽、照明等を間近に見たり感じたりすることができて、貴重な体験となった。

また、劇に引き込まれるにつれて、「楽しい」「おもしろい」などの感情を抑制することなく、素直に表出することができるようになった。

(指標・参考指標)

| | | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------------------|-------------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 子どもが芸術文化に触れる機会を確保した公立文化施設の数 | 単年度 | 146 | 119 | 114 | 114 | 126 |
| | 平成11年度からの累積 | 238 | 357 | 471 | 588 | 714 |
| 子どもが芸術文化に触れる機会を確保し学校の数 | 単年度 | 438 | 406 | 588 | 590 | 740 |
| | 平成11年度からの累積 | 504 | 905 | 1,307 | 1,897 | 2,637 |
| 「文化芸術による創造のまち」支援事業において支援した地域数 | 単年度 | | 48 | 73 | 111 | 110 |
| | 平成15年度からの累積 | | | 121 | 232 | 342 |

| 参考指標 | | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|---|----------|----|-------|-----|-----|-----|
| 我が国の芸術拠点の形成につながるとして支援を受けた公立文化施設や劇場、博物館・美術館数 | 単年度(施設数) | 50 | 52 | 63 | 55 | 55 |
| | 累積(施設数) | 50 | 102 | 165 | 220 | 275 |
| 子どもたちが参加・体験できる文化事業や行事を行うべきと回答した者の割合 | | | 55.7% | | | |
| 舞台芸術鑑賞教室の実施率 | 小学校 | | 76.8% | | | |
| | 中学校 | | 57.6% | | | |
| | 高校 | | 76.1% | | | |

(評価に用いたデータ・資料等)

、 、 、 (文化庁) (「文化に関する世論調査」(平成15年11月調査内閣府大臣官房政府広報室)) (「学校における舞台芸術鑑賞教室実態調査」(社団法人日本芸能実演家団体協議会))

3. 評価結果

S

4. 今後の課題及び政策への反映方針

子どもたちの本物の舞台芸術に触れる機会の確保については、これまで年々支援を増加してきたところであるが、各方面からの要望も多いため、平成19年度以降、更に拡充することについて検討する。

また、平成19年度より、子どもたちを感性豊かに育むためにより効果的であると考え、すべて学校公演とした。

なお、公立文化施設公演については、別事業で、対象を子どもだけではなく、親子向けなどとした。今後とも引き続き「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」を講ずることにより、さらに我が国の芸術創造活動の水準向上及び活性化を目指す。

「文化芸術による創造のまち」支援事業については、平成19年度から、大学がその有する人的・知的資源を活用・動員し、地域の魅力を引き出す文化事業に対して新たに支援し、次世代を担う子供たちが参加する文化活動の活性化を図る。

なお、施策の効果を正確に把握し、施策に反映するため、本物の舞台芸術体験事業については、本事業だけでなく、地域・学校等が主体的に行っている取組についても把握するよう検討する。また、本事業を行った学校からの報告書等を指標化することについても検討する。

「文化芸術による創造のまち」支援事業についても、地域の芸術文化の活性化の状態を把握するべく、本事業を行った地域からの報告書等を指標化することもあわせて検討する。

予算、機構定員等への考え方

子どもが文化芸術に触れる機会を拡大するため、予算要求を予定。

5. 主な政策手段

| 政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)] | 政策手段の概要 | 18年度の実績 | 20年度予算要求への考え方 |
|---|--|--|---------------|
| 本物の舞台芸術に触れる 機会の確保 (3,004百万円) | 学校や公立文化会館などにおいて優秀な舞台芸術や伝統芸能に直に触れる機会を提供し、感受性豊かな人間性としての育成を図る。 | 子どものための学校における芸術文化に触れる機会の提供により、芸術文化の普及活動水準が向上した。(平成18年度は866公演を提供) | 継続 |
| 「文化芸術による創造の まち」支援事業 (508百万円) | 次世代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図るため、地域の指導者、芸術団体の育成、発信交流事業に対して支援する。 | 当該事業によって、地域における文化芸術の創造、発信及び交流を通じた文化芸術活動の活性化が図られた。(平成18年は110地域を支援) | 継続 |
| 文化体験プログラム支援 事業 (214百万円(18年度限 り)) | 【達成年度到来事業】 子どもたちが、地域の特色ある文化を活かした芸術文化、伝統文化及び文化財に触れることのできるプログラムを実施。 平成17年度事業評価実施対象 | 【得られた効果】 子どもたちが日常の生活圏の中で、年間を通じて様々な文化に触れ、体験できる「文化体験プログラム」を131地域で実施。 本事業の実施により、子どもの文化体験の機会の拡大を図った。 | 廃止 |